

# 日本語能力が十分でない 子供たちへの教育について

平成28年3月22日  
文部科学省

# 目次

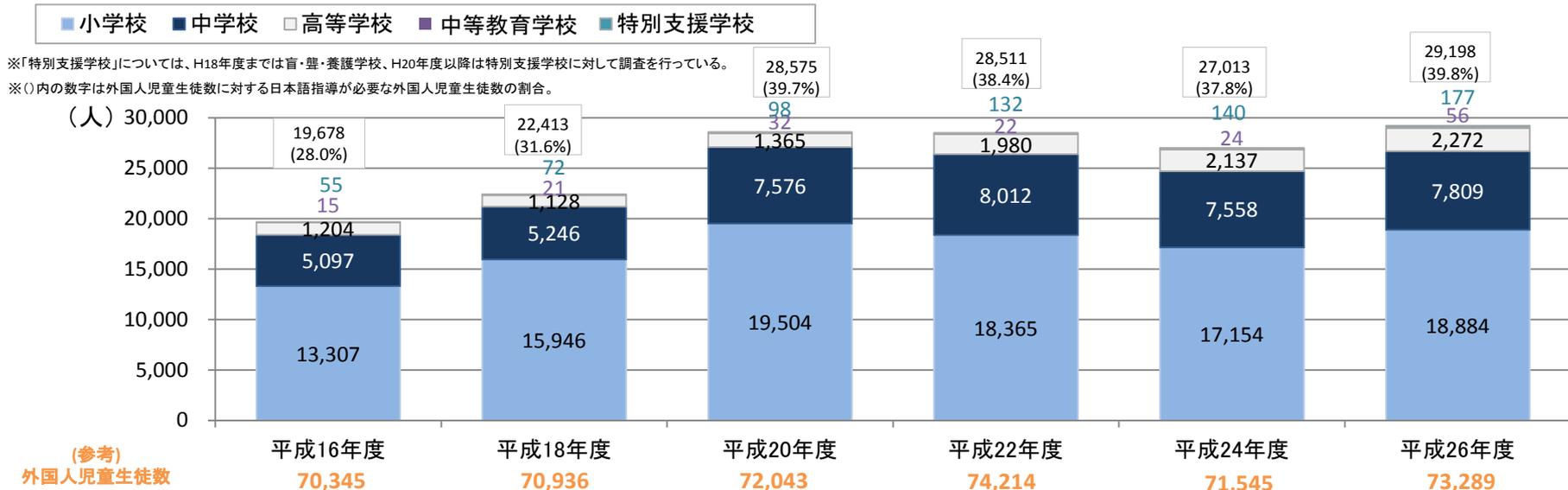
○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状	3
○自治体における加配教員の配置状況の例	6
○日本語が母語ではない子供等の中学校卒業後の進路(外国人集住都市会議会員都市の例)	7
○日本語指導が必要な児童生徒に関する学校の課題	9
○加配教員配置による効果(愛知県豊橋市の事例)	10
○日本語能力が十分ではない子供たちに対する支援施策	12
○「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」における検討課題	14

## (参考資料)

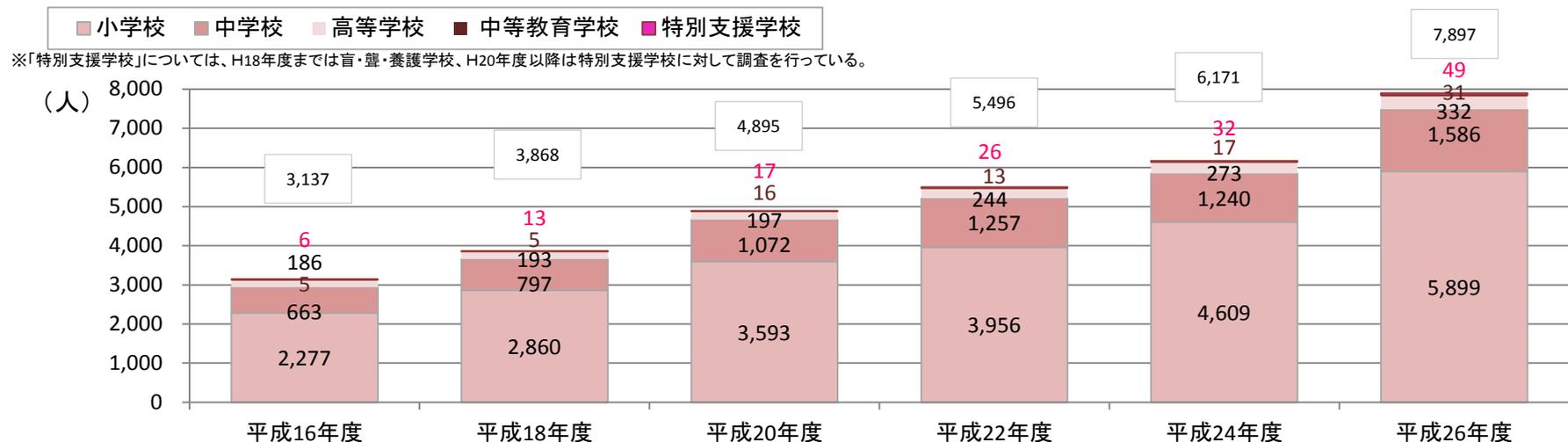
○帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	16
○定住外国人の子供の就学支援事業(「虹の架け橋教室」)[H21～H26]	17
○日本語指導 指導者養成研修(独立行政法人教員研修センター)	18
○「特別の教育課程」の編成・実施	19
○「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等	20
○情報検索サイト「かすたねっと」	21
○学校教育におけるJSLカリキュラム	22
○外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)	23
○高等学校における日本語能力が十分でない子供たちの受入れ	24

- ① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の約4割が日本語指導を必要としており、増加傾向。
- ② 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】 出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」



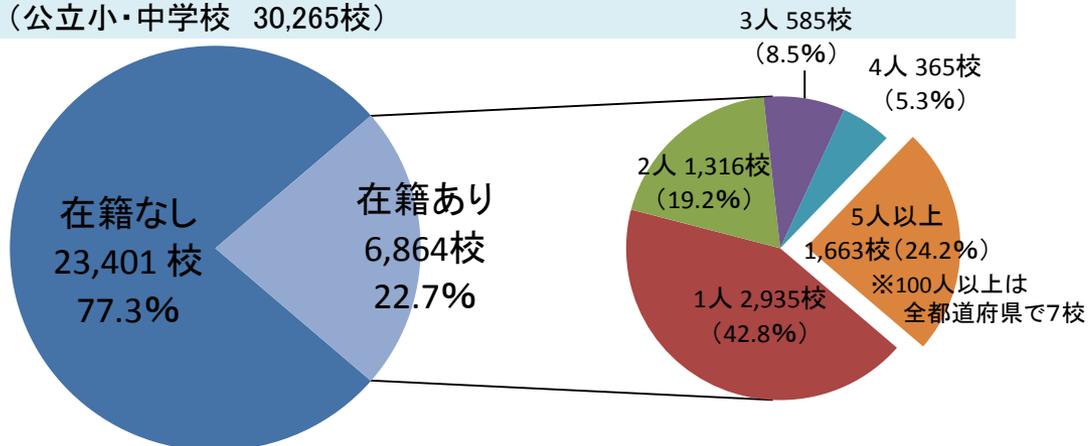
【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



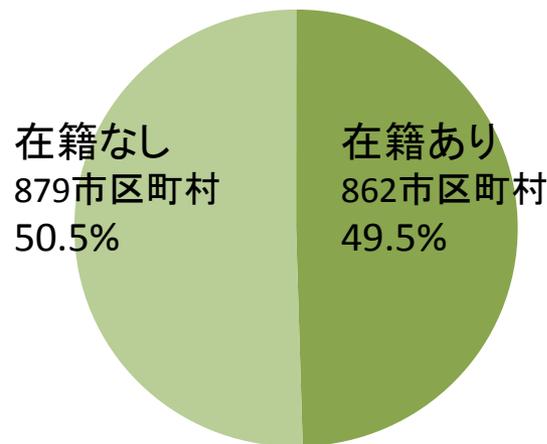
- ① 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校は、全体の2割。在籍する自治体は約5割に達する。100人以上在籍する学校がある一方、最も多いのは、1人のみで在籍している学校。
- ② 日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語は多岐にわたっている。

【日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数・市町村数】

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立小・中学校数  
(公立小・中学校 30,265校)

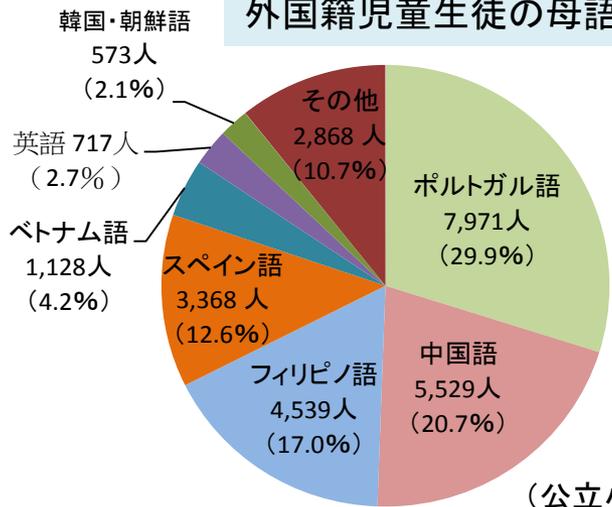


公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

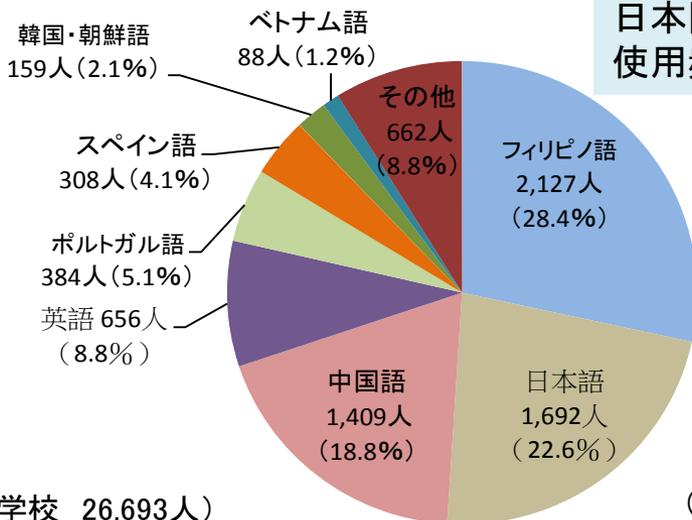


【日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語】

外国籍児童生徒の母語



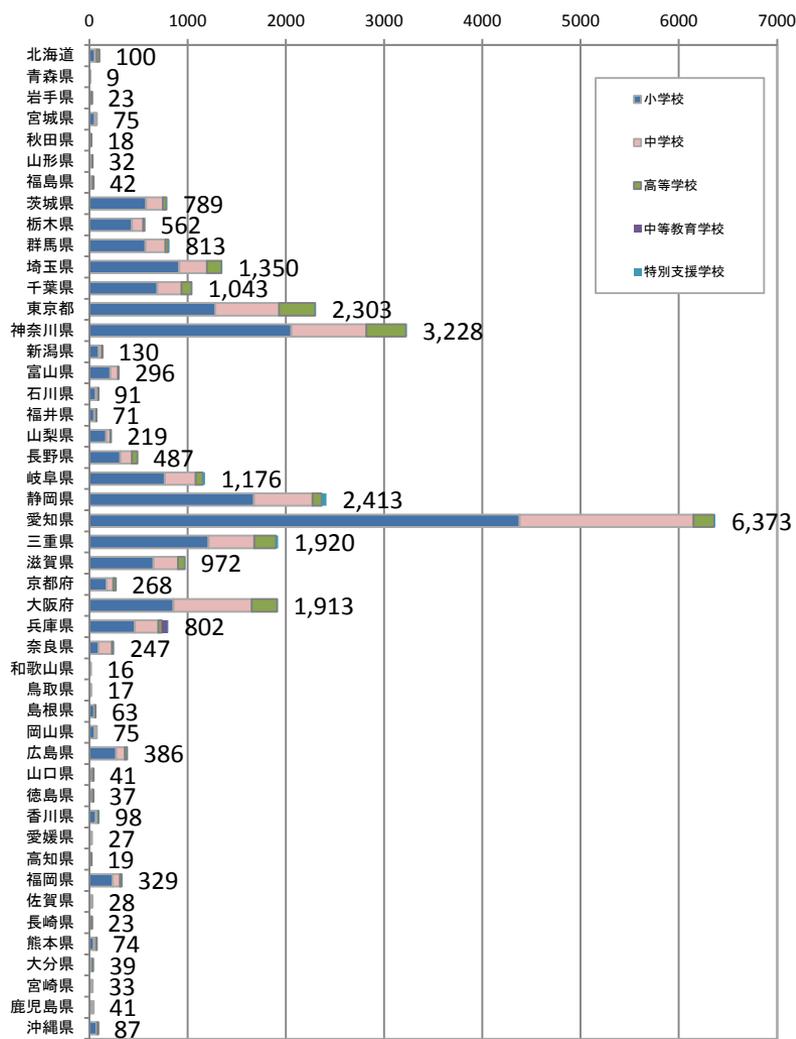
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



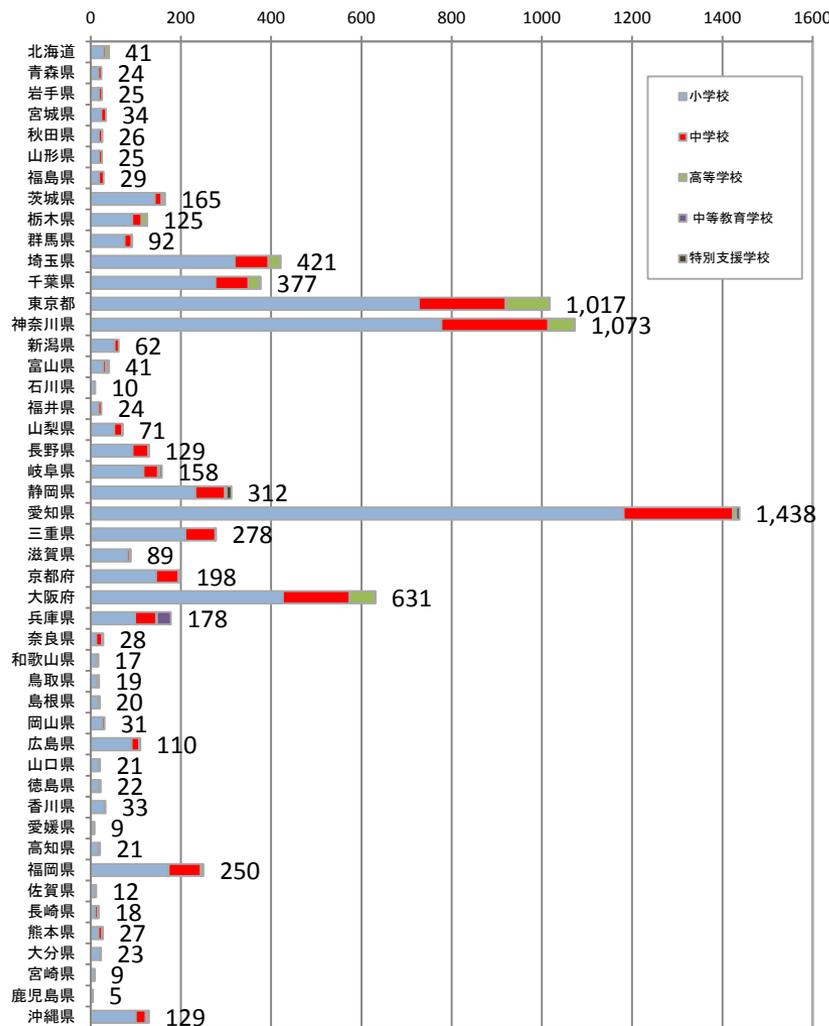
※「その他」の言語  
タイ語、ネパール語、  
インドネシア語、ヒンディ語  
ウルドゥー語、フランス語  
ドイツ語、イタリア語  
ロシア語、アラビア語 等

○ 都道府県別に見ると、日本語指導が必要な児童生徒は愛知県、神奈川県、東京都等に多い。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)】(人)



【日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)】(人)



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」

- ① 日本語指導が必要な児童生徒が最も多い愛知県の例を見ても、日本語指導が必要な児童生徒の在籍が10人未満の自治体の場合、担当教員が措置されにくい状況。
- ② ある横浜市立小学校の例を見ると、日本語指導が必要な児童生徒数が100人を越える学校の場合も、担当教員数は不足している状況。

1 日本語指導が必要な児童生徒数と加配教員数(愛知県の事例)

【小学校】

市町村あたり 要日本語指導 児童数	市町村あたり 加配教員数	市町村 数	在籍 校数
0人		9	
10人未満	0.11人	9	19
10人以上 30人未満	1人	9	42
30人以上 60人未満	2.3人	6	46
60人以上 100人未満	3.5人	6	59
100人以上 200人未満	6.7人	7	72
200人以上	26.4人	8	301

【中学校】

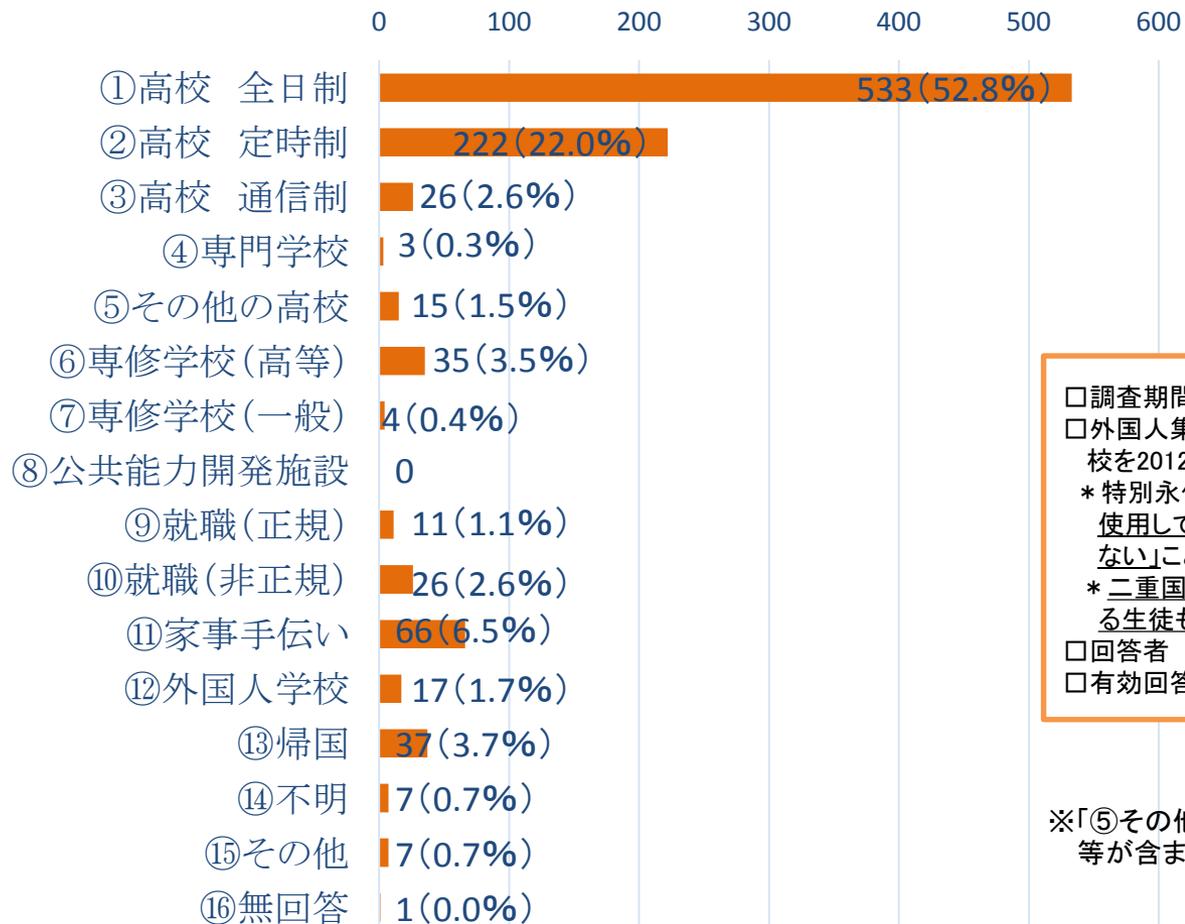
市町村あたり 要日本語指導 生徒数	市町村あたり 加配教員数	市町村 数	在籍 校数
0人		7	
10人未満	0人	19	35
10人以上 50人未満	1.4人	18	82
50人以上 100人未満	5.2人	6	35
100人以上 200人未満	12人	1	15
200人以上	25人	3	89

2 日本語指導が必要な児童生徒数と加配教員数(ある横浜市立小学校の事例)

要日本語指導児童数 a	加配教員 b ※( )市費	担当教員1人当たりの児童数 a/b
157人	5人 (3人)	31.4人

○ 外国人集住都市会議会員都市（8県29市町）では、日本語が母語ではない、又は、家庭内等で日本語以外の言語を使用している子供たちの約8割が、中学卒業後に高校に進学している。そのうち、約3割は定時制・通信制の高校に進学している。

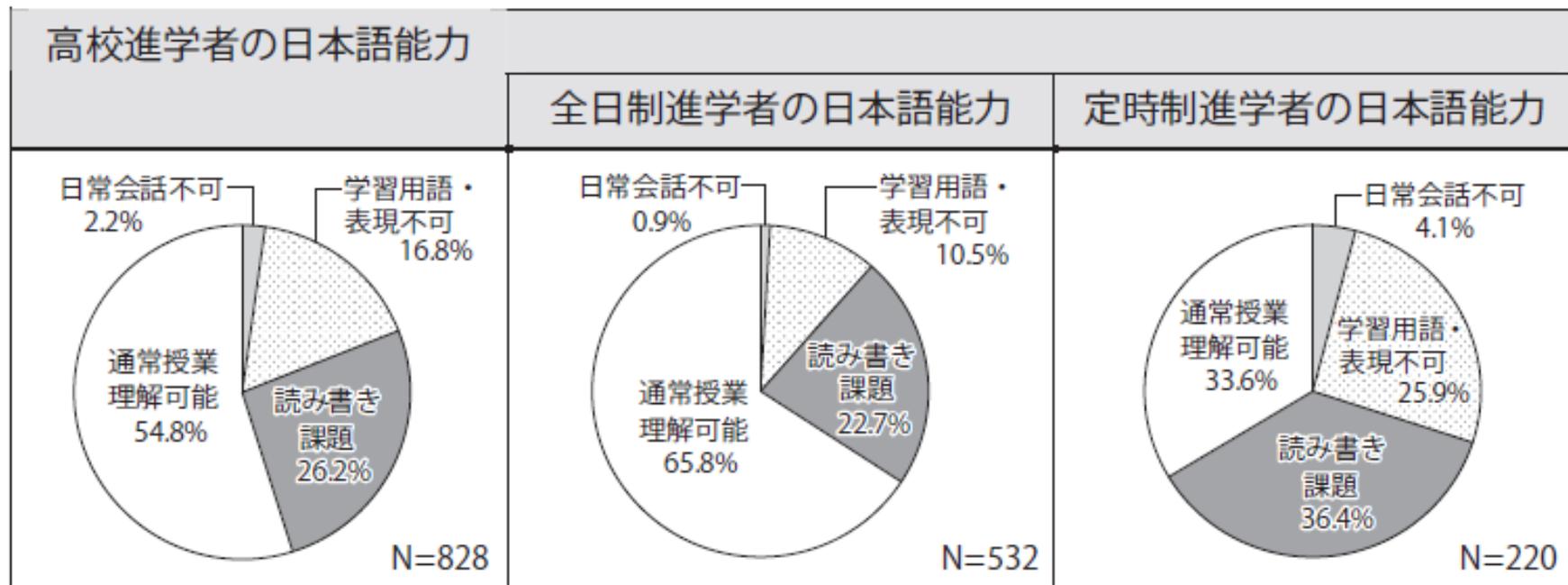
平成24年4月1日現在の生徒の進路(計:1010人) (人)



□調査期間 平成24年5月1日～平成24年6月12日  
 □外国人集住都市会議会員都市(8県29市町)で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒\*  
 \* 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。  
 \* 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。  
 □回答者 2011年度に外国人生徒を担当した教諭  
 □有効回答数 1,010

※「⑤その他の高校」には、特別支援学校高等部、高等学校別科等が含まれる。

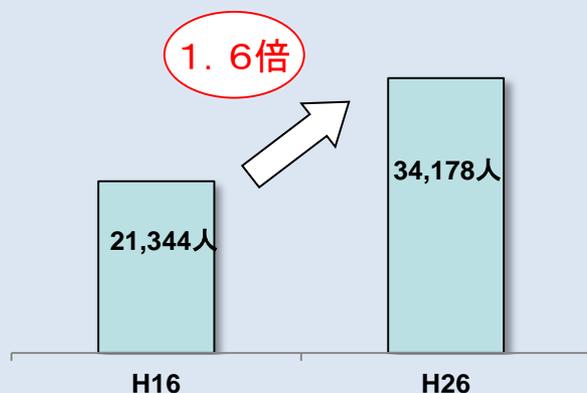
- 高校進学した生徒の日本語能力を調査したところ、通常授業が理解可能な生徒は54.8%で、45.2%は通常授業の理解に課題がある。
- 詳細に見ると、全日制高校では34.2%、定時制高校では66.4%に、通常授業の理解に課題がある。



□調査期間 平成24年5月1日～平成24年6月12日  
 □外国人集住都市会議会員都市(8県29市町)で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒\*  
 \* 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。  
 \* 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。  
 □回答者 2011年度に外国人生徒を担当した教諭  
 □有効回答数 1,010

- 日本語指導が必要な児童生徒は10年間で1.6倍に増加。
- そのうち、約2割（約6,000人）が日本語指導を受けることができていない。

## 日本語指導が必要な児童生徒の増加



※外国人児童生徒のほか、帰国児童生徒など日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒を含んでいる。(小・中学校)

(文部科学省調)

【外国人児童生徒等への日本語指導の特徴】…**単なる言語習得の指導ではない**

- 日本語指導は、日本語を学ぶだけでなく、教科の学習内容を理解することを組み合わせた学習
- 担当教員は、日本語指導に加え、学校生活への適応についても指導
- 日本語指導の多くは通常の授業時間帯に、対象児童生徒を個別に取り出して行われる指導

【教員の職務内容】…**日本語指導に関する直接の指導**

【児童生徒への教育活動】

- ・個別の児童生徒の指導計画作成、評価
- ・初期指導教室での指導(日本の学校での就学経験のない児童生徒)
- ・別室で個別に行われる指導
- ・在籍学級で行われる集団学習への入り込み指導
- ・子供の居場所を広げるための支援
- ・生活指導(学級担任、相談員と連携)

【校内の連携】

- ・学級担任や他の教職員との連携、校内委員会などの企画運営

【家庭との連携】

- ・保護者への日本の教育システムの説明、保護者との関係づくり(保護者が教育活動に参加できる場の設定等)

【外部機関・地域との連携】

- ・学校間の連携・協力、教育委員会等の連携、地域、ボランティア等との連携

○ 愛知県豊橋市では、小・中学校において、加配教員を活用した別室指導等を継続して行ったことにより、外国人生徒の中学校卒業後の高校等進学率が増加。

- ・豊橋市では、外国人児童生徒等の数が増加傾向(H12:495名→H27:1,398名)
- ・近年はブラジル国籍の子供は減少傾向、一方、フィリピン国籍の子供が急増
- ・外国人児童生徒等への担当教員は、初期指導教室(プレクラス)での指導、別室指導(集団・個別)、在籍学級で行われる集団学習への入り込み指導などを実施

◆ 加配の継続・充実により、外国人生徒の中学校卒業後の進路調査において、高校等進学率が上昇  
平成20年度 73.3%(44人/60人) → 平成26年度 89.9%(107人/119人)

【小学校】  
全校児童777名中  
164名が外国人児童、うち78名に別室指導を実施。6名の担当教員(加配)(週24~27コマ)と1名の再任用(半日勤務)教員で対応

小学校4年生の児童対象の別室授業(国語)  
10名の児童を2名の担当教員(加配)とタガログ語対応のスクールアシスタントの計3名で指導



外国人児童が楽しく生活するための  
10か条《掲示版》



生徒が自分でつくる成長カード



できるようになったこと、できるようになりたいことを先生と一緒に考える

通常の教室の環境整備に加え、日本語習得が必要な児童に向けた環境整備が必要 → 加配教員が貢献

【中学校】全校生徒511名中58名が外国人生徒、うち36名が常時支援が必要  
5名の担当教員(加配)(週22~24コマ)と1名の再任用(半日勤務)教員、2名の学級担任  
(週数コマ)、教頭の9名で対応



中学校1年生の別室授業(プレクラス:日本語基礎)  
日本の学校での就学経験がなく、全く日本語を理解できないブラジル国籍の1名の生徒に対し、担当教員  
(加配)と相談員(ポルトガル語)の計2名で教科指導



加配教員  
(個別指導担当)

文字の式(中学校  
1年生数学)

加配教員  
(個別指導担当)

相談員  
(ポルトガル語担当)



中学校3年生取り出し授業(国語)  
1名のブラジル国籍の生徒に担当教員  
(加配)が指導(教科の補充)



## ○外国人の子供の公立義務教育諸学校への受入れ

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。



## ○日本語能力が十分ではない子供たちに対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を、公立義務教育諸学校に配置するための加配定数を措置。（平成27年度：児童生徒支援加配8,582人の内数（約1,600人））

## ○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業【16頁参照】

（平成27年度予算額：211百万円、平成28年度予算額（案）：231百万円）

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成27年度実施自治体数:53]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業[平成27年度実施自治体数:10]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

## ○日本語指導者等に対する研修の実施【18頁参照】

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

（年1回、4日間、定員110名。平成5年度より開始。直近5年間の受講者数は合計567名。）

## ○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成（平成26年度改訂）。

教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学を一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。

文部科学省ホームページにも掲載している。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)）



【概要版】

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施【19・20頁参照】

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

(平成26年5月1日現在で「特別の教育課程」を受けている人数は、小学校で5,281人、中学校で1,694人となっている。)

○「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発」(平成15年～18年)【22頁参照】

日本語を母語としない子供の日本語で参加するための力の育成を目指すため、日本語指導と教科指導とを統合した「JSLカリキュラム」(小・中学校編)を開発し、全ての都道府県及び市町村の教育委員会、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立学校に配付。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1 『外国人児童生徒受入れの手引き』

H23.3 配付

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

2 情報検索サイト「かすたねっと」【21頁参照】

H23.3 開設

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →[www.casta-net.jp/](http://www.casta-net.jp/)

※平成26年度のページビュー数は、99,032件、文書・教材のダウンロード合計数は、59,358件。

3 『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』【23頁参照】

H26.3 配付

～児童生徒の日本語能力を把握するために開発された診断方法や診断シート等～

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

4 『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

H26.3 配付

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)

研修プログラム検索サイト →[http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl\\_search2/](http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/)

○ 文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」において、平成27年11月より、以下について検討中。平成28年6月を目途に報告書のとりまとめを目指す。

**1. 学校における外国人児童生徒等に対する日本語指導体制の整備・充実**

- ・散在・集住地域などの多様なニーズに応じた「拠点校」の整備の在り方
- ・拠点校を中心とした広域連携、幼・小・中・高連携、社会教育関連部署・NPO・企業等との連携等のネットワーク構築の在り方

**2. 日本語指導に携わる教員・支援員等の養成・確保**

- ・日本語指導に必要な教員、支援員、母語による支援員等の役割及び配置の在り方
- ・日本語指導に関する教員・支援員の専門性向上のための方策(養成、研修等の在り方)

**3. 日本語指導における指導内容の改善・充実**

- ・学校教育におけるJSL(第2言語としての日本語)カリキュラム及び外国人児童生徒のためのDLA(対話型アセスメント)の普及・促進方策
- ・「特別の教育課程」の導入を踏まえた今後の指導体制・指導内容の在り方
- ・日本語指導のための教材(IT、アプリ等の活用を含む)の在り方

**4. 外国人の子供の就学の促進及び進学・就職への対応**

- ・就学前段階からのきめ細かな就学相談の在り方
- ・外国人児童生徒等の適応指導や保護者への対応に関するサポート体制(ソーシャルワーカー、カウンセラー、特別支援、母語支援等を含む)の在り方
- ・外国人生徒の高校進学の促進方策(外国人生徒等への「特別枠」や高校での支援体制の充実等)
- ・企業等と連携した外国人生徒に対するキャリア教育、インターンシップ等の就職支援の在り方



外国人児童生徒等が十分な教育を受け、多様な個性を伸ばさせることにより、**多言語コミュニケーション能力、母国とのネットワーク力等を備えたグローバル人材として我が国の経済社会に貢献**

# 参考資料

○ 日本語能力が十分でない子供たちの公立学校での受入や日本語指導の充実、就学に課題を抱えている子供の支援等を実施する自治体の取組を支援。

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

平成28年度予算額(案):231百万円(前年度予算額:211百万円)

**I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対する  
きめ細かな支援事業[H25~]**

補助対象：都道府県・指定都市・中核市 55地域  
支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

**II 定住外国人の子供の就学促進事業 [H27~]**

補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 30地域  
支援対象：不就学の外国人の子供

**現 状**

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

**課 題**

- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

**現 状**

- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

**課 題**

- 学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施 等

**事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)**

**日本語指導の充実**

- (必須)\*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)\*「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成 ※但し、都道府県は\*を必須項目としない

**就学機会の確保**

- 就学相談窓口の設置 ○就学ガイダンスの開催 ○就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

**公立学校への円滑な受入れ**

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施 ○日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

**指導・支援体制の整備**

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校種間連携モデル地域の設置 ○地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

**学力保障・進路指導**

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等) ○教科補習のための支援員の派遣

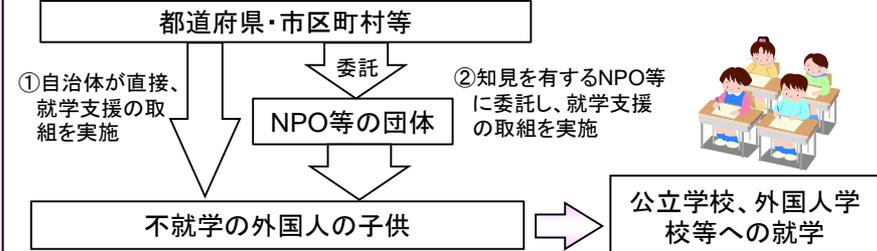
\* \* 各地域の取組の実践交流 \* \*

担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等

**事業内容**

- 目的:就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
  - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 取組(例):
  - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
  - ・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



(参考)

○「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)

「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないように」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として請じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

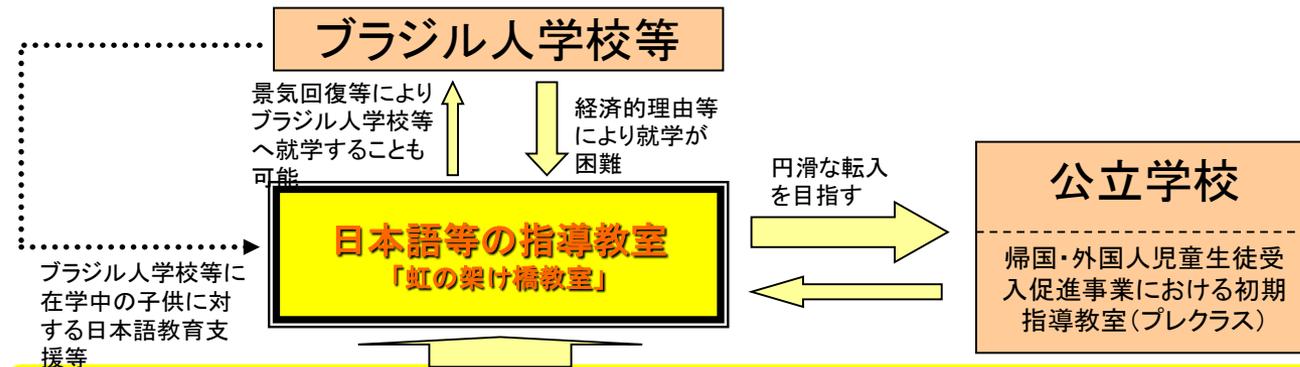
○「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進会議)

外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

○ 不就学の子供の就学支援については、平成21年度から26年度までに「定住外国人の子供の就学支援事業」により、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。（27年度からは、「定住外国人の子供の就学促進事」（14頁参照）を実施。）

- ・多くの日系人労働者がリーマンショック後の景気後退により失職し、その子供たちも、不就学となる例が見られたことを受け、公立学校等への円滑な転入が図られるよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を提供。平成26年度は全国22教室で実施。
- ・平成21年度補正予算により、国際移住機関(IOM)に基金を設置して実施。当初、平成21～23年度の3年間の予定であったが、その後の厳しい経済情勢に鑑み、効率化を図りつつ平成26年度まで延長。
- ・平成21年度から26年度までの6年間で、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。

外国人の子供のための日本語指導等の実施



○役割：不就学となっている外国人の子供を対象に日本語指導等を実施（ブラジル人学校等に在籍する子供も受入れ可能）。

○対象・期間：義務教育段階の子供等を、原則6ヶ月程度教室に受入れ。

○場所：外国人集住都市等において実施。

○内容：

・日本語指導等を行う教員

日本語指導や教科指導

・バイリンガル指導員

母語指導と教科指導の補助

・コーディネーター等

子供の公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

文部科学省

拠出金支出

国際移住機関(IOM)  
＜「子ども架け橋基金」＞

①周知・公募

②申請

③審査・採択・委託

地方公共団体等(外国人集住都市等)

不就学の外国人の子供の受入れ  
・日本語等の指導  
・学習習慣の確保



日本語等の指導教室  
「虹の架け橋教室」



○ 独立行政法人教員研修センターでは、日本語能力が十分でない子供たちへの教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、定員110名)

○研修内容  
(平成27年度)

		形態等	内 容
共通		施策説明	外国人児童生徒等に対する文部科学省の施策について
		講義1	外国人児童生徒教育の現状と課題
		班別演習1	情報交換による課題の共有
		講義2	学校における日本語教育プログラム～個別の指導計画を立てるために～
		講義3	外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA～日本語能力の評価の在り方～
管理者用 コース		講義4	『特別の教育課程』を踏まえた指導・支援体制づくり
		事例協議1	～指導・支援体制においえる連携と協働～外国人児童生徒教育の先進的な取組
		班別演習2	外国人児童生徒等の受入れ体制における課題解決策の検討
日本語指導者用 コース	共通	事例協議2	日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の実際
		班別演習3	日本語能力測定方法の演習(実践報告も含む)
	日本語初期 指導コース	講義	日本語初期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語初期指導の活動計画の実践
	中期・後期 指導コース	講義	日本語中期・後期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語中期・後期指導(主に読む力、書く力を高める指導)の実践
	教科指導 実践コース	講義	JSLカリキュラムの授業づくり
		演習	JSLカリキュラムの実践
	共通	全体発表・協議	日本語指導の実践～全体発表・協議～
		講義5	外国人児童生徒教育を推進するリーダーとして～研究成果の活用に向けて～

○受講者数  
推移一覧表

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
管理者用コース	40	49	38	44	45
日本語指導者用コース	70	70	70	65	76
年度合計	110	119	108	109	121

※平成5年度より開始。直近5年間の受講者数は合計567名。

- 平成26年4月1日より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を可能とした。

### 1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

### 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

### 3. 支援体制

国の施策

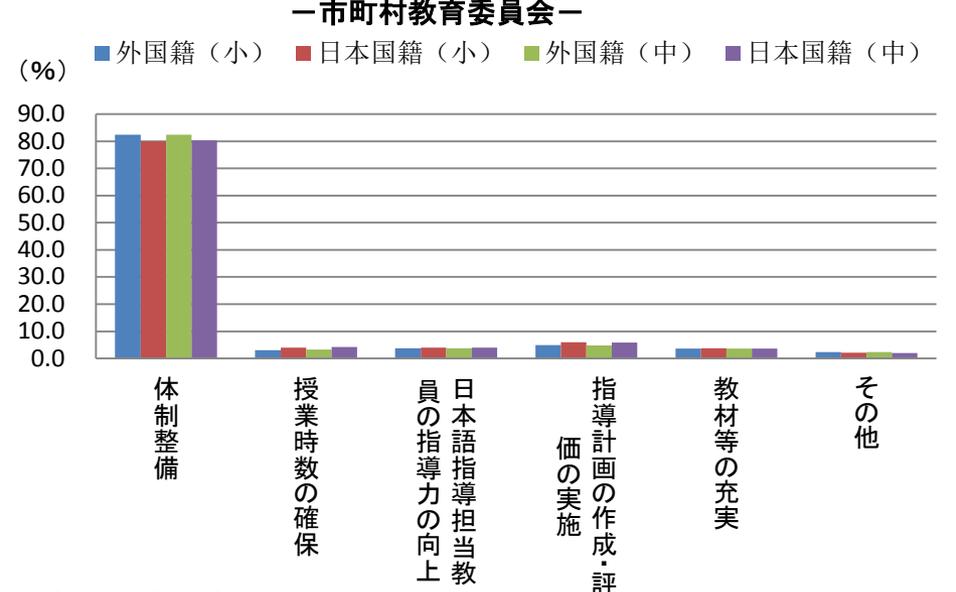
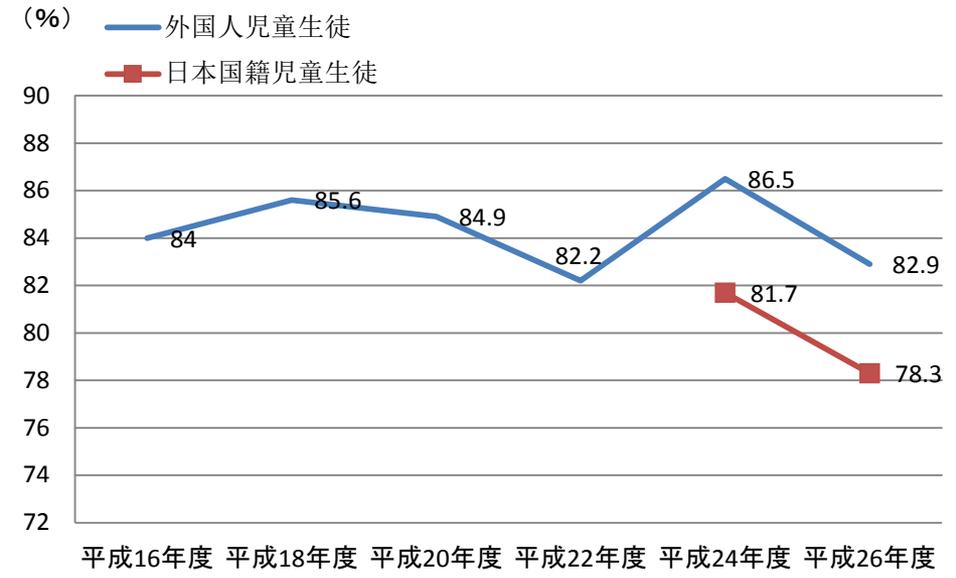


- 【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
- 【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
- 【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
- ・課外での指導・支援

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校で日本語指導を受けている者は約8割、日本語指導を受けている者のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者は約2割。

【日本語指導が必要な児童生徒のうち学校で日本語指導を受けている者の割合】

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】  
—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

	小学校	中学校
「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	5,281人	1,694人
日本語指導を受けている者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	23.8%	20.9%
(参考)日本語指導が必要な者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	21.3%	18.0%

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。

○ 日本語能力が十分でない子供たちの受入実績が豊富な自治体が作成した、多言語の学校文書や教材に関する、情報検索サイトを運営。

CASTA-NET ●●●



<http://www.casta-net.jp/>

[サイトトップ](#) | [このサイトについて](#) | [利用規約](#)

このサイトは、文部科学省  
初等中等教育局国際教育  
課が運営しています。



「かすたねっと」は外国につながるのある  
児童・生徒の学習を支援する  
情報検索サイトです



お知らせ

教材検索のカテゴリーに  
「利用対象者」を追加  
しました。指導者用資料を  
検索することができま  
す。(2014.1.10更新)

関連サイト

海外子女教育、帰国・外国  
人児童生徒教育等に関す  
るホームページCLARINET  
(文部科学省)



全国で公開されている多言  
語の学校関係用語検索(多  
言語・学校プロジェクト)



教材検索

ウェブで公開されている  
多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている  
多言語学校関係文書を  
探す

多言語の学校関係  
用語検索

情報検索サイト「かすたねっと」(<http://www.castanet.jp/>)の利用実績

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間ページビュー数		83,282	79,120	99,032
年間ダウンロード数	文書	19,146(139)	18,224(81)	20,858(169)
	教材	26,352(1,411)	31,228(2,136)	38,500(3,511)

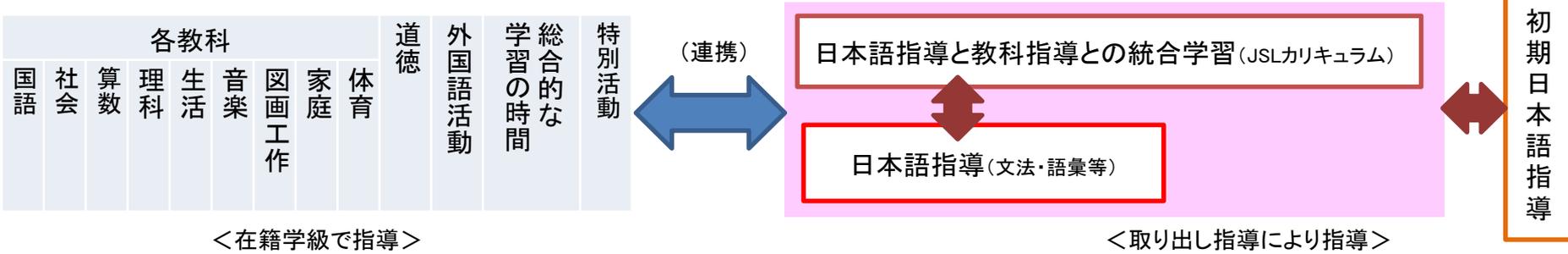
括弧内の数値は海外からの利用者によるダウンロード数を表す。

○ 小学校・中学校を対象として、平成15年より授業に参加するための日本語の力と学ぶ力（「日本語で学ぶ力」）を育成することを目的とした「JSLカリキュラム」を作成、各教育委員会及び日本語指導が必要な児童生徒が在籍している公立学校に配布。

○指導の場

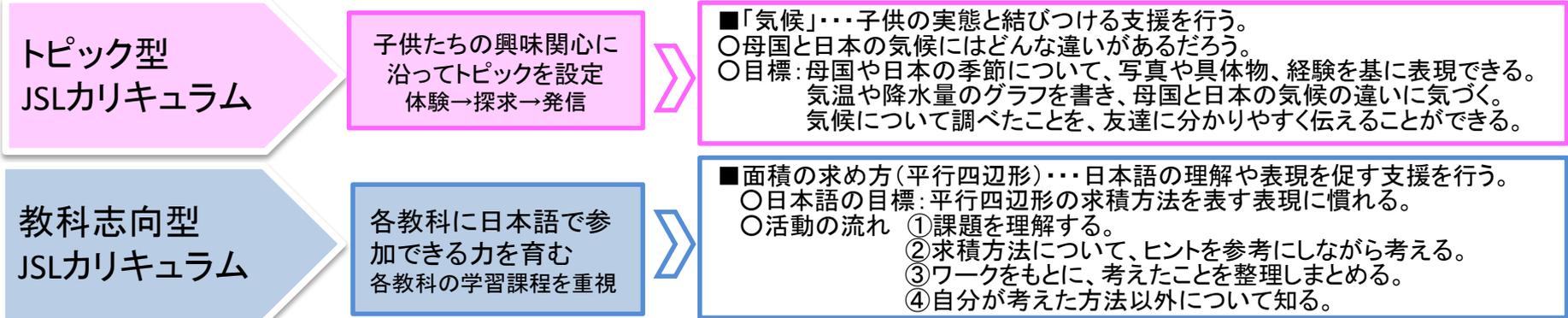
※JSL: Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。



「特別の教育課程」による日本語指導を実施する場合は、年間10～280単位時間を標準とする。

○ 日本語能力が十分でない子供たちへの指導方針を検討する際の参考となるよう、児童生徒の日本語能力を把握するための診断方法や診断シート等をまとめた「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を作成、各教育委員会及び日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立学校に配布。



Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language

DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

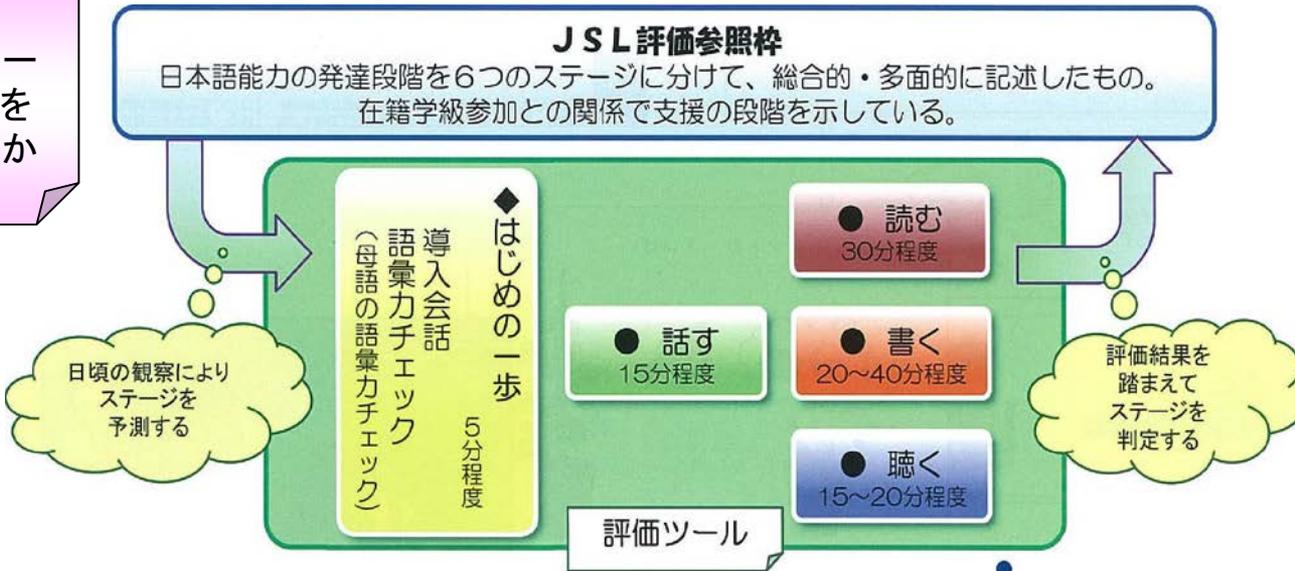
DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

【例: DLA「話す」診断シート】

■基礎タスク■

評価項目	評価	
	<input type="checkbox"/> 正答	<input type="checkbox"/> 無回答 <input type="checkbox"/> 誤
■「教室」カード (1)		
①「ここはどこですか」 (場所の認識)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②「この部屋に何がありますか」 (モノの存在)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③「先生の机がありますか」 (モノの所在)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④「では、先生のいすは？」 (ある/いるの選択)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤「先生はいますか」 (動詞の否定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥「では、子どもは？」 (動詞の否定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦「ペンはどこにありますか」 (存在の位置)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧「時計はありますか」 (ある/いるの選択)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨「今、何時だと思いますか」 (時刻) *学習済みの子どものみ評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

DLA  検索

- 帰国・外国人生徒の受入れのため、入学者選抜に当たり、特別定員枠を設ける自治体もある。

## 公立高等学校の入学者選抜における、**帰国生徒の特別定員枠**の設定

→16都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、岡山、広島)

## 公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠**の設定

→12都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良)

出典:文部科学省「平成27年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

### 1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

#### (1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm)